

平成20年8月29日

平成21年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社イノベーション創造機構（仮称）)

1. 平成21年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	平成21年度 要 求 額	平成20年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1) 財政融資	-	-	-	-
(2) 産業投資	500	-	500	皆増
うち 出 資	-	-	-	-
うち 融 資	-	-	-	-
(3) 政府保証	-	-	-	-
うち 国内債	-	-	-	-
うち 外 債	-	-	-	-
合 計 (①)	500	-	500	皆増

2. 平成21年度財政投融资計画要求に関連した自己資金等の
 予定額及び貸付・事業規模等

(単位：億円、%)

区 分	平成21年度 要 求 額	平成20年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
自己資金等 (②)	-	-	-	-
うち財投機関債	-	-	-	-
貸付・事業規模等 (①+②)	500	-	500	皆増

(注) 民間からの出資については、民間のニーズを踏まえつつ、機構の出資先も含めて政府出資の概ね同額程度を期待

(別紙 1) [財政投融資を要求する機関]

財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社イノベーション創造機構（仮称）)

1. 行財政改革の趣旨や民業補完の観点から政策的に真に必要な業務かどうか。また、政策コスト、償還確実性等の観点から財政投融資を要求することが適当と認められるかどうか。

世界的な資源・原料の価格の高騰によって交易条件が悪化し、国際的な競争条件が変化しており、少子高齢化などの構造問題を乗り越えなくてはならない我が国経済の中長期的な成長戦略の更なる制約要因となりかねない状況。こうした構造的変化を逆手にとって、新たに生じるグローバル市場において我が国の国際競争力の強化を図り、中長期にわたって国富を増大し、持続的な発展を図るための経済産業構造を確立することが必要である。

このため、我が国の強みを活かして新たな市場を獲得し、革新的な経済産業構造の転換を図ることが必要である。こうした革新的な経済産業構造の転換に資する新たな市場では、企業・業種・大学を超えて人材・ノウハウ・技術を組み合わせた新たなビジネスモデルに、長期のリスクマネーが供給することが必要となる。米国などでは、既に民間主導でこうした取組が現れてきている。

しかしながら、我が国では、企業・業種・大学といった縦割りの壁が強固であり、組織等を超えて人材・ノウハウ・技術を組み合わせる動きが限定的となっている。また、その実現には一定程度の資金規模が必要であるが、我が国では民間のリスクマネーの供給規模が欧米と比較して小さい。革新的な経済産業構造の転換に資する新たなビジネスモデルを創造するためには、政府が先導することによってこれらの制約を取り除き、優秀な人材・長期資金の集中を促して、企業・業種・大学といった壁を超えた融合を進める後押しが必要不可欠。

したがって、民間人材を活用した時限組織としてイノベーション創造機構（仮称）を創設し、上記事業に出資等を行う投資事業組合等に対して、長期資金の供給を行う。

2. 財政投融資を要求するに当たり、「今後の財政投融資の在り方について」等を踏まえ、当該機関の業務や各事業についての見直しをどのように行っているか。

「今後の財政投融資の在り方について」（平成20年6月、財政投融資に関する基本問題検討会）の「Ⅱ. 3. (3) 今後の産業投資の在り方②新しい官民パートナーシップの構築」における以下の記述を踏まえた要求内容としている。

「今後、特に研究開発・ベンチャー等の分野においては、内外の民間資金を最大限活用しながら投資の促進を図るため、官民一体の新しいパー

トナーシップを構築することが重要であり、産業投資を活用して、研究開発・ベンチャー等を投資対象とする内外のサブ・ファンドに出資等を行う新たな仕組みを創設することを検討する必要がある。

このように、国が産業投資により、長期性資金を供給することにより適切なリスクを負担しつつ、民間の人材・ノウハウによる投資資金の運営を基本として、民間の自由な発想・活力・資金を最大限引き出すことが、結果として効率的・効果的な研究開発・ベンチャーのイノベーション創出につながり、我が国経済全体に裨益すると考えられる。こうした、官主導ではなく民主導の、新たな官民パートナーシップの構築に向けた取り組みを行っていく必要があると考えられる。」

3. 19年度の事業実績等、最近の財投実行状況（運用残の状況を含む）をどのように評価しているか。

（新規事業であるため、記載事項なし。）

4. 上記3. の評価を21年度の要求にどのように反映させているか。

また、財政投融資の規模については、極力運用残を生じさせないよう、事業規模や自己資金を十分に精査した適切なものとなっているか。

（新規事業であるため、記載事項なし。）

5. 財政投融資の対象事業の需要等の実績が、計画時の予測と異なってきていないか。仮に異なってきている場合そうした需要等の変化は要求にどのように反映されているか。

（新規事業であるため、記載事項なし。）

(別紙4) [財政投融資を要求する機関]

財政投融資対象事業の重点化等について

(機関名：株式会社イノベーション創造機構（仮称）)

1. 21年度財政投融資要求に当たり、事務・事業等の見直しを反映させた事項

(新規事業であるため、記載事項なし。)

2. 21年度財政投融資要求に当たり、重点化を図った事項

(1) 重点化項目

当該施策は、「経済財政改革の基本方針 2008」（平成20年6月、閣議決定）において、「企業、業種、大学の壁を越えた新たなビジネスモデル創造を支援する「イノベーション創造機構」（仮称）を創設する」と位置づけられている。

また、「今後の財政投融資の在り方について」（平成20年6月、財政投融資に関する基本問題検討会）の「Ⅱ. 3. (3) 今後の産業投資の在り方②新しい官民パートナーシップの構築」において、「今後、特に研究開発・ベンチャー等の分野においては、内外の民間資金を最大限活用しながら投資の促進を図るため、官民一体の新しいパートナーシップを構築することが重要であり、産業投資を活用して、研究開発・ベンチャー等を投資対象とする内外のサブ・ファンドに出資等を行う新たな仕組みを創設することを検討する必要がある。(略)」と位置づけられている。

(2) 具体的な内容

上記を踏まえた要求内容としている。

財政投融資の要求に伴う政策評価に盛り込む基本的な事項

(機関名：株式会社イノベーション創造機構（仮称）)

1. 施策の意図・目的

資源・原材料価格の高騰等による国際的な競争条件の変化に対応し、中長期にわたる国富の増大を図るためには、革新的な経済産業構造への転換に資する新たなビジネスモデルを創造していくことが必要。

そのため、企業・業種・大学の壁を越えて人材・ノウハウ・技術を組み合わせ、革新的な経済産業構造への転換に資する新たなビジネスモデルに対して、一定規模の長期のリスクマネーを供給することが必要。

当該事業に出資等を行う投資事業有限責任組合及び当該事業を実施する企業等に対して資金供給を行うものとして、民間人材・長期資金を結集した「イノベーション創造機構」（仮称）を創設し、国は機構に財政投融資投資勘定から出資を行う。

2. 施策の必要性

(1) 民業補完性等（公益性の有無、公的関与の必要性）

我が国では、企業・業種・大学といった縦割りの壁が強固であり、組織等を超えて人材・ノウハウ・技術を組み合わせる動きが限定的となっている。また、その実現には一定程度の資金規模が必要であるが、我が国では民間のリスクマネーの供給規模が欧米と比較して小さい。したがって、革新的な経済産業構造の転換に資する新たなビジネスモデルを創造するためには、政府が先導することによってこれらの制約を取り除き、優秀な人材・長期資金の集中を促して、企業・業種・大学といった壁を超えた融合を進める後押しが必要不可欠。

(2) 国と地方の役割分担の適切さ

我が国の経済産業構造の転換に資する事業に対して、一定規模の長期のリスクマネーを供給するためには、広域的かつ集中的に事業を実施することが必要であり、国が実施することが適当。

3. 手段の適正性の評価

(1) 資金調達手段の適正性

「今後の財政投融資の在り方について」（平成20年6月、財政投融資

に関する基本問題検討会)における以下の記述のとおり、機構の業務は、産業投資による資金調達が適切。

「今後の財政投融資の在り方について II. 3. (3) 今後の産業投資の在り方②新しい官民パートナーシップの構築」より抜粋：

「今後、特に研究開発・ベンチャー等の分野においては、内外の民間資金を最大限活用しながら投資の促進を図るため、官民一体の新しいパートナーシップを構築することが重要であり、産業投資を活用して、研究開発・ベンチャー等を投資対象とする内外のサブ・ファンドに出資等を行う新たな仕組みを創設することを検討する必要がある。

このように、国が産業投資により、長期性資金を供給することにより適切にリスクを負担しつつ、民間の人材・ノウハウによる投資資金の運営を基本として、民間の自由な発想・活力・資金を最大限引き出すことが、結果として効率的・効果的な研究開発・ベンチャーのイノベーション創出につながり、我が国経済全体に裨益すると考えられる。こうした、官主導ではなく民主導の、新たな官民パートナーシップの構築に向けた取り組みを行っていく必要があると考えられる。」

(2) 財務の健全性への影響（財政投融資資金の償還確実性）について説明

上記(1)で引用した「今後の財政投融資の在り方について」の該当箇所のとおり、機構の業務は、財務の健全性という観点から適切。

4. 施策の有効性（達成目標・達成時期等）

機構による資金供給を通じて、企業・業種・大学の壁を越えて人材・ノウハウ・技術を組み合わせ、革新的な経済産業構造への転換に資する新たなビジネスモデルに対して、長期リスクマネーの供給による成功事例を創出することで、民間市場による同様の取組を促すことが期待される。